

大町市公営簡易水道条例

○大町市公営簡易水道条例

平成17年11月4日

条例第63号

改正 平成18年9月29日条例第41号

平成24年6月25日条例第23号

平成25年12月25日条例第36号

平成27年3月20日条例第9号

平成28年3月28日条例第10号

令和元年6月28日条例第6号

令和元年8月9日条例第7号

令和元年9月25日条例第9号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 給水装置の工事等（第6条—第11条）

第3章 給水の申込み等（第12条—第19条）

第4章 料金及び手数料（第20条—第29条）

第5章 給水の停止等（第30条—第32条）

第6章 給水の取締り（第33条—第37条）

第7章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大町市公営簡易水道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）水道 市が導管その他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給するための施設の総体をいう。

（2）給水装置 需要者に水を供給するために、市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（3）共用給水装置 1個の分水栓から2世帯以上で共用する目的をもって設置した給水装置をいう。

（4）分水栓 給水のために導管に取り付けられた栓をいう。

（5）消火栓 消防用の目的をもって設置した設備をいう。

（6）工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

（7）量水器 計量法（平成4年法律第51号）に定める検査に合格した水道用メーターをいう。

(設置)

第3条 需要者に水を供給するため、水道を設置する。

(名称及び給水区域)

第4条 水道の名称は、大町市簡易水道とし、給水区域は、大町の一部並びに八坂、八坂菖蒲及び美麻の一円とする。

(給水の方法及び装置)

第5条 給水の方法及び給水装置は、次によるものとする。ただし、特別の理由により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 給水は、量水器による計量制とする。

(2) 給水装置は、不凍式とする。

第2章 給水装置の工事等

(給水装置の工事の申込み)

第6条 工事（修繕に係る工事を除く。次項において同じ。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により工事の申込みをした者（以下「申込者」という。）に対し、当該工事に関する利害関係人の同意を証する書類の提出を求めることができる。

(工事の施行等)

第7条 工事は、市長が法第16条の2第1項に規定する給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者として指定したもの（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、特に必要がある場合には、市長が施行することもできる。

2 指定給水装置工事事業者が工事を施行しようとするときは、あらかじめ、市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者が工事を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、しゅん工検査を受けなければならない。

4 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法等、工事上の条件を指示することができる。

(工事費の負担)

第8条 工事に係る費用は、すべて申込者の負担とする。ただし、量水器は、市が貸与する。

(給水装置の所有者の代理人)

第9条 給水装置の所有者が当該給水装置の所在する給水区域内に居住しないとき、又は市長が必要としたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、当該給水区域内に居住する者のうちから代理人を定め、市長に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。

(給水装置の変更工事等)

第10条 市長が工事上又は公益上必要があると認めたときは、給水装置の変更を命じ、又は当該給水装置の所有者の同意がなくてもその工事を施行することができる。

2 前項に規定する工事施行に要する一切の費用は、その工事を必要とした者の負担

とする。

(工事費の算出方法)

第11条 市長が、施行する工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 設計費
- (6) 間接経費

第3章 給水の申込み等

(給水の申込み)

第12条 水道により給水を受けようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を得なければならない。

(分担金)

第13条 給水装置の新設又は改造(量水器の口径を増径する場合に限る。)を行おうとする者及び大町市水道事業分担金の徴収に関する条例(昭和49年条例第39号。以下「徴収に関する条例」という。)に規定する特設配水管の布設により給水を受けようとする者は、分担金を納付しなければならない。

2 分担金の取扱いについては、徴収に関する条例の例による。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、この条例に定める事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 共用給水装置を共有する者
- (2) 共用給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人が不相当であると認めたときは、これを変更させることができる。

(給水の制限)

第15条 市長は、災害その他やむを得ない理由があるときは、給水の制限をすることができる。この場合において、市長は、緊急かつやむを得ないときを除き、当該制限をしようとする日時及び区域をあらかじめ関係者に周知するものとする。

2 市長は、前項の規定による給水の制限をした場合において、使用者又は所有者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(給水装置の管理上の義務)

第16条 給水装置の使用者又は所有者若しくは第9条に規定する代理人又は第14条に規定する管理人(以下「使用者等」という。)は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに、市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、直ちに、指定給水装置工事事業者により修繕し、その費用は使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 3 第1項に規定する管理義務を怠ったため生じた損害は、使用者等の責任とする。
(量水器の設置及び管理)

第17条 市長は、給水装置に量水器を設置し、使用者等がこれを管理する。

- 2 量水器の設置位置は、市長が定める。
3 使用者等は、善良な注意をもって量水器を管理し、その設置場所に計量又は機能を妨げるような物件を設けてはならない。
4 使用者等は、前項に規定する管理義務を怠ったことにより、量水器を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
(消火栓及び私設消火栓)

第18条 法第24条第1項の規定により設置された消火栓(以下「消火栓」という。)又は消火栓以外の消火栓(以下「私設消火栓」という。)は、消火及び消火演習以外には、使用してはならない。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に他の目的のために使用することができる。

(届出)

第19条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするとき。
(2) 用途を変更するとき。
(3) 私設消火栓を設置しようとするとき。
(4) 消火栓又は私設消火栓を消火以外に使用するとき。
2 前項第4号の場合は、市長の指定する職員が立ち会うものとする。ただし、消火栓を消火演習に使用するときは、この限りでない。
3 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
(1) 給水装置の使用者氏名又は住所に変更があったとき。
(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
(3) 管理人若しくは代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

第4章 料金及び手数料

(料金の納付)

第20条 使用者は、水道の使用水量に応じ、水道料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。

(料金)

第21条 料金は、別表第1の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- 2 新たに給水を開始したときがその月の15日以前であるとき、又は給水を廃止し、若しくは中止した日がその月の16日以後であるときは、当該月の基本料金を1月分とし、それ以外の月の中途における場合は、基本水量及び基本料金の2分の1相当額を、当該半月分基本水量及び基本料金とする。ただし、当該半月分の基本水量を超える水量については、超過料金を計算する。

- 3 水道の使用の中止又は廃止の届出がない場合において、水道を使用しないときも、基本料金を賦課する。

(料金算出の基準)

第22条 給水量の基本となる水量は、立方メートルを単位とする。

- 2 料金は、隔月1日から月末までの間に、市長が計量した使用水量により算定する。ただし、やむを得ない理由により計量できないときは、認定による算定とし、次回において計量した使用水量により調整する。
- 3 2個以上の量水器を使用する者は、量水器ごとに計算する。
- 4 量水器に故障があると市長が認めたときは、その月の使用水量は、前6月の平均給水量による。ただし、その実績のないときは、市長の認定による。

(告知書による徴収方法期日)

第23条 料金は、次の区分について調定日の属する月分として、納額告知書により徴収する。

- (1) 料金は、隔月計量した分につき賦課し、隔月末日を納期とする。
- (2) 給水を休止し、又は廃止したときは、その日までの使用した分につき賦課し、随時徴収する。
- 2 徴収期日が休日に当たるときは、その翌日以後最初に平日となる日とする。
- 3 徴収期日を繰り上げて納入することは、妨げない。

(臨時給水の場合の概算料金の予納)

第24条 工事その他の理由により、一時的に給水を受けるものは、水道の使用の申込みの際市長が定める概算料金を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により納付した概算料金は、水道の使用を止めたときに精算するものとする。

(手数料)

第25条 次の各号のいずれかに該当する証明を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 第7条第1項の指定を受けようとしたとき。
- (2) 第7条第2項の設計審査を受けようとしたとき。
- (3) 第7条第3項のしゅん工検査を受けようとしたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、水道に係る市長の証明を受けようとしたとき。

(手数料の徴収方法)

第26条 前条に規定する手数料は、申請の際徴収する。ただし、市長が特に認めたときは、申請後に随時徴収することができる。

(調定後の料金修正)

第27条 調定後に料金の計算に違算等があったときは、直ちに、修正して精算する。

第28条 削除

(料金の減免)

第29条 市長は、特別な理由があると認めるときは、この条例の規定により納付しなければならない料金を減免することができる。

第5章 給水の停止等

(給水の停止)

第30条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 料金を納期限が過ぎても納付しないとき。
- (2) 正当な理由がなく法第17条の規定による給水装置の検査又は第22条の規定による使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用している場合で、警告してもこれを改めないとき。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造又は材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切離し)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態であつて、将来使用される見込みがないと認めるとき、又は公益上支障があると認めるとき。

第6章 給水の取締り

(係員の調査及び身分証明)

第33条 水道係員は、給水装置の検査、給水状況その他料金の賦課徴収に関する調査及び水道の管理上必要があると認めるときは、水道使用者の家屋内に立ち入ること等適当な措置を講ずることができる。

2 前項の規定により調査をしようとするときは、その身分を証する証明書を携帯し、求めに応じて提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り等の措置の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(私設消火栓の封かん)

第34条 市長は、私設消火栓に封かんを施し、消火以外は許可なくしてこれを破棄することはできない。

(過料及び停水処分)

第35条 市長は、使用者に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、30日以内の給水停止処分又は5万円以下の過料に処する。

- (1) 料金を指定期日までに納入しないとき。

- (2) 第33条の規定による水道係員の職務の執行を、正当の理由なくして妨げたとき。
- (3) 無断で給水装置を新設又は変更したとき。
- (4) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を發してもなおこれを改めないとき。
- (5) 前各号のほか、法及びこの条例に基づく規定に違反したとき。

2 前項第1号に該当する者は、滞納金の完納のときまでとする。

3 前項第4号については、給水装置工事の施行者もその責めを負うものとする。
(料金等を免れた者に対する過料)

第36条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第21条に規定する料金又は第25条に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。)以下の過料に処する。

(使用者の責任)

第37条 この条例の適用について使用者は、家族、同居人又は住人の行為としての理由を申し立ててその責めを免れることはできない。

第7章 雑則

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(八坂村及び美麻村の編入に伴う経過措置)

2 八坂村及び美麻村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、八坂村営水道条例(昭和44年八坂村条例第3号)又は美麻村営水道条例(昭和54年美麻村条例第3号)(以下これらを「旧両村の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 編入日前に、旧両村の条例の規定に基づき課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、旧両村の条例の例による。

4 編入日前に、旧両村の条例に違反した行為に対する罰則の適用については、旧両村の条例の例による。

5 編入日以後、平成18年3月31日までの使用分については、第22条第2項及び第23条第1項の規定にかかわらず、毎月計量し、毎月徴収するものとする。

附 則(平成18年9月29日条例第41号)

この条例は、長野県知事の認可の日から施行する。

附 則(平成24年6月25日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第36号)

(施行期日)

大町市公営簡易水道条例

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定される日が平成26年4月30日以前である料金にあっては、改正後の大町市公営簡易水道条例第21条の規定に係らず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第6号）

この条例は、長野県知事の大町市公営簡易水道事業の変更の認可の日から施行する。

附 則（令和元年8月9日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用するもの大町市水道給水条例第10条第1項の給水料、大町市農業集落排水施設条例第14条第1項の使用料、大町市公共下水道条例第24条第1項の使用料及び大町市公営簡易水道条例第21条第1項の水道料金（以下「給水料等」という。）で、施行日から令和元年10月31日までの間に給水料等の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて給水料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの）にあっては、当該確定したもののうち、消費税について社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則16条1項において準用する同法附則第5条2項の規定により31年旧消費税法（同条第1項に規定する31年旧消費税法をいう。）第29条に規定する税率が適用される部分）に係る給水料等については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月25日条例第9号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第21条関係）

メーター口径	料金（1月につき）		
	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	基本水量（10m ³ ）を超える水量 1m ³ につき
mm	10m ³ まで	1,700円	150円
13			
20			
25			
30			

40			
50			
75			

別表第2（第25条関係）

手数料

- 1 設計審査手数料 1件につき 5,000円
- 2 しゅん工検査手数料 1件につき 5,000円
- 3 指定給水装置工事事業者証交付手数料 1件につき 5,000円
- 4 証明手数料 1件につき 300円